

議案第 103 号

多可町税条例等の一部を改正する条例の制定について

多可町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町税条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

第1条 多可町税条例（平成17年多可町条例第54号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる」を「次に掲げる」に改め、「又は次に掲げる寄附金若しくは金銭」を削り、「同項」を「法第314条の7第1項」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 法第314条の7第1項1号又は第2号に掲げる寄附金

(2) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金（これらの寄附金が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3第1項第1号イ、ハ及びニに掲げる法人に対する寄附金である場合にあっては、同号に掲げる寄附金に相当するものに限る。）のうち、次のいずれかに該当するもの

ア 町内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの

イ 町外に主たる事務所を有する私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人であって、町内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置するものに対するもの

ウ 所得税法第78条第3項の規定により同条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものであって、兵庫県知事又は兵庫県教育委員会の所管に属する同条第3項に規定する特定公益信託（主たる受益の範囲が町の区域内であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭

(3) 租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（町内に主たる事務所を有する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人又は町内に主たる事務所を有する同条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対する寄附金）

第46条の2を削り、第46条の3を第46条の2とし、第46条の4から第46条の6までを1条ずつ繰り上げる。

別表を削る。

第2条 多可町税条例の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第2号中「第2号及び第3号」を「第2号から第4号まで」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第7条第1項に規定する公益信託認可又は同法附則第4条第1項に規定する移行認可を受けた同法第3条第2号に掲げる区分の公益信託であつて、町内において公益事務を行うもの  
附則第4条の2を削る。

（多可町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 多可町税条例の一部を改正する条例（令和6年多可町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項の改正規定を削る。

附則第4条の2を削る改正規定を削る。

別表第34条の7第1項第1号ケに掲げる金銭の項の改正規定を削る。

附則第1条ただし書を削る。

附則第2条を削り、附則第1条の見出し及び条名を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中多可町税条例第34条の7第1項の改正規定及び別表を削る改正規定並びに次条の規定 令和8年1月1日

（2） 第2条及び附則第3条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（町民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の多可町税条例第34条の7の規定は、令和9年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和8年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

第3条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における改正後の多可町税条例第34条の7第1項第2号ウの規定の適用については、同号中「限る」とあるのは、「に限り、所得税法等の一部を改

正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第78条第3項の規定により同条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものを含む。」）とし、同号ウは、「旧所得税法第78条第3項の規定により同条第2項に規定される特定寄附金とみなされるものであって、兵庫県知事又は兵庫県教育委員会の所管に属する同条第3項に規定する特定公益信託（主たる受益の範囲が町の区域内であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭」とする。





現 行	改 正								
<p>指定する。 郵便官署 三井住友銀行本支店</p> <p>2 特別徴収義務者は、その納入すべき納入金を当該市町村内に所在する前項の金融機関のうち、町長が当該特別徴収義務者に通知したものに払い込むものとする。</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例) <b>第46条の3</b> (略)</p> <p>(納期の特例に関する承認の申請) <b>第46条の4</b> (略)</p> <p>(納期の特例の要件を欠いた場合の届出) <b>第46条の5</b> (略)</p> <p>(承認の取消し等があった場合の納期の特例) <b>第46条の6</b> (略)</p> <p><u>別表 (第34条の7第1項第1号関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">寄附金の区分</th> <th style="text-align: center;">控除対象寄附金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第34条の7第1項第1号アに掲げる寄附金</td> <td>国立大学法人 大学に対して支出された寄附金で国立大学法人法(平成15年法律第112号)第22条第1項第1号から第5号まで若しくは同法第29条第1項第1号から第4号までに掲げる業務に充てられるもの</td> </tr> <tr> <td>第34条の7第1項第1号イに掲げる寄附金</td> <td>独立行政法人 に対する寄附金</td> </tr> <tr> <td>第34条の7第1項第1号ウに掲げる寄附金</td> <td>地方独立行政法人 に対する寄附金</td> </tr> </tbody> </table>	寄附金の区分	控除対象寄附金	第34条の7第1項第1号アに掲げる寄附金	国立大学法人 大学に対して支出された寄附金で国立大学法人法(平成15年法律第112号)第22条第1項第1号から第5号まで若しくは同法第29条第1項第1号から第4号までに掲げる業務に充てられるもの	第34条の7第1項第1号イに掲げる寄附金	独立行政法人 に対する寄附金	第34条の7第1項第1号ウに掲げる寄附金	地方独立行政法人 に対する寄附金	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例) <b>第46条の2</b> (略)</p> <p>(納期の特例に関する承認の申請) <b>第46条の3</b> (略)</p> <p>(納期の特例の要件を欠いた場合の届出) <b>第46条の4</b> (略)</p> <p>(承認の取消し等があった場合の納期の特例) <b>第46条の5</b> (略)</p> <p>_____</p>
寄附金の区分	控除対象寄附金								
第34条の7第1項第1号アに掲げる寄附金	国立大学法人 大学に対して支出された寄附金で国立大学法人法(平成15年法律第112号)第22条第1項第1号から第5号まで若しくは同法第29条第1項第1号から第4号までに掲げる業務に充てられるもの								
第34条の7第1項第1号イに掲げる寄附金	独立行政法人 に対する寄附金								
第34条の7第1項第1号ウに掲げる寄附金	地方独立行政法人 に対する寄附金								

現 行		改 正
第34条の7第1項第1号 エに掲げる寄附金		に対する寄附金
第34条の7第1項第1号 オに掲げる寄附金	公益社団法人	に対する寄附金
第34条の7第1項第1号 カに掲げる寄附金	学校法人	に対する寄附金
第34条の7第1項第1号 キに掲げる寄附金	社会福祉法人	に対する寄附金
第34条の7第1項第1号 クに掲げる寄附金	更生保護法人	に対する寄附金
第34条の7第1項第1号 ケに掲げる金銭	公益信託	に対する金銭
第34条の7第1項第1号 コに掲げる寄附金	認定特定非営利活動法人	に対する寄附金

第2条による改正（多可町税条例（平成17年多可町条例第54号））

現 行		改 正
<p>（寄附金税額控除）</p> <p><b>第34条の7</b> （略）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 所得税法第78条第2項第2号及び第3号 に掲げる寄附金（これらの寄附金が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3第1項第1号イ、ハ及びニに掲げる法人に対する寄附金である場合にあっては、同号に掲げる寄附金に相当するものに限る。）のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ウ 所得税法第78条第3項の規定により同条第2項に規定する特定寄附金とみなされるものであって、兵庫県知事又は兵庫県教育委員会の所管に属する同条第3項に規</p>		<p>（寄附金税額控除）</p> <p><b>第34条の7</b> （略）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金（これらの寄附金が租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3第1項第1号イ、ハ及びニに掲げる法人に対する寄附金である場合にあっては、同号に掲げる寄附金に相当するものに限る。）のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ウ 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第7条第1項に規定する公益信託認可又は同法附則第4条第1項に規定する移行認可を受けた同法第3条第2号に掲</p>

現 行	改 正
<p>定する特定公益信託（主たる受益の範囲が町の区域内であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>附 則</b></p> <p>(公益法人等に係る町民税の課税の特例)</p> <p><b>第4条の2</b> 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。</p>	<p>げる区分の公益信託であつて、町内において公益事務を行うもの</p> <p>(3) (略)</p> <p><b>附 則</b></p>

第3条による改正（多可町税条例の一部を改正する条例（令和6年多可町条例第21号））

現 行	改 正
<p>(寄附金税額控除)</p> <p><b>第34条の7</b> 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金_____又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金_____のうち、別表に掲げるもの ア～ク (略) ケ 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出し</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p><b>第34条の7</b> 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金若しくは金銭又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表に掲げるもの ア～ク (略) ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した</p>

現 行	改 正																
<p>た当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</p> <p>コ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <hr/>	<p>金銭</p> <p>コ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(公益法人等に係る町民税の課税の特例)</p> <p><b>第4条の2</b> 当分の間、租税特別措置法第40条第3項（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定を適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与または遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。</p>																
別表（第34条の7第1項第1号関係）	別表（第34条の7第1項第1号関係）																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">寄附金の区分</th> <th>控除対象寄附金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第34条の7第1項第1号 ケに掲げる寄附金</td> <td>公益信託 に対する寄附金</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	寄附金の区分	控除対象寄附金	(略)		第34条の7第1項第1号 ケに掲げる寄附金	公益信託 に対する寄附金	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">寄附金の区分</th> <th>控除対象寄附金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第34条の7第1項第1号 ケに掲げる寄附金</td> <td>公益信託 に対する金銭</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	寄附金の区分	控除対象寄附金	(略)		第34条の7第1項第1号 ケに掲げる寄附金	公益信託 に対する金銭	(略)	
寄附金の区分	控除対象寄附金																
(略)																	
第34条の7第1項第1号 ケに掲げる寄附金	公益信託 に対する寄附金																
(略)																	
寄附金の区分	控除対象寄附金																
(略)																	
第34条の7第1項第1号 ケに掲げる寄附金	公益信託 に対する金銭																
(略)																	